

中津川市規則第 19 号

中津川市景観条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、中津川市景観条例(平成 19 年中津川市条例第 28 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 条例第 3 条第 3 号の規則に定める工作物は、次に掲げるものとする。

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条第 1 項及び第 2 項に掲げる工作物

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 11 項に規定する特定工作物
垣、さく、へい、擁壁、防球ネットその他これらに類するもの

パラボラアンテナ、太陽光発電パネルその他これらに類するもの

自動車駐車施設

石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
電気供給のための電線路、有線電機通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)

汚水、廃水又は廃棄物を処理する施設その他これらに類する処理施設

開発行為に伴う橋梁、護岸、擁壁等の構造物

前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(行為及び行為の変更の届出)

第 3 条 景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号)第 1 条第 1 項及び第 2 項の届出は、景観計画区域における行為届出書(別記第 1 号様式)によるものとする。

(届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第 4 条 条例第 10 条第 2 項第 3 号の規則で定める行為とは、景観法施行令(平成 16 年政令第 398 号)第 8 条の行為のほか、道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない工作物の建設等とする。

(景観重要建造物の管理の基準)

第 5 条 条例第 20 条第 4 号の規則で定める管理の基準は、次に掲げるものとする。

景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第 23 条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

景観重要建造物が滅失又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講じること。

(景観重要樹木の管理の基準)

第 6 条 条例第 23 条第 4 号の規則で定める管理の基準は、次に掲げるものとする。

景観重要樹木の滅失、枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。

景観重要樹木が滅失又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講じること。

(景観形成住民協定書の認定申請)

第 7 条 条例第 24 条第 3 項に規定する景観形成住民協定の認定の申請には、次に掲げる書類を添

付するものとする。

協定書

協定区域を表示する図書

その他市長が必要と認めるもの

(協定の認定要件)

第8条 条例第24条4項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

条例第1条の目的に合致するものであること。

当該協定の区域内の土地、建築物、工作物又は屋外広告物の利用を不当に制限するものでないこと。

当該協定の区域内の土地の所有者並びに建物の所有者及び借地権を有する者(以下「土地所有者等」という。)の3分の2以上の合意によるものであること。

(景観協定の変更又は廃止の届出)

第9条 代表者は協定を変更し、又は廃止しようとするときは、協定を締結した土地所有者等の3分の2以上が同意したことを証する書類を添えて、変更し、又は廃止しようとする日の30日前までに市長に届け出るものとする。

(景観形成住民団体の認定申請)

第10条 条例第28条第2項に規定する景観形成住民団体の認定の申請には、次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

次に掲げる事項を定めた団体規約

ア 名称

イ 活動の目的及び内容

ウ 主たる事務所の所在地

エ 構成員に関する事項

オ 会議に関する事項

カ 会計に関する事項

一体として良好な景観を形成すべき区域としてふさわしい一定の土地の区域図

その他市長が必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

(中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則の改正)

2 中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則(平成10年中津川市規則第19号)の別表中

「

中津川市都市計画審議会	識見を有する者	基盤整備部都市整備課
-------------	---------	------------

」を

「

中津川市都市計画審議会	識見を有する者	基盤整備部都市整備課
中津川市景観審議会	識見を有する者	基盤整備部都市整備課

」に改める。

第1号様式 (第3条関係)

行 為 景観計画区域内における 行為の変更 の届出書 年 月 日				
中津川市長 届出者 住所(法人にあつては主たる事務所等の所在地) 氏名(法人にあつては代表者氏名) 印 電話番号 第1項 景観法第16条 の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。 第2項				
区 域	景観計画重点区域		本町・落合・馬籠中山道地区(地区)	
	それ以外			
場 所 行 為 の	中津川市		字	番地 号
			丁目	番
種 類 行 為 の	建築物	新築・新設・増築・改築・移転		開 発
	工作物	外観の変更(修繕・模様替え・色彩の変更)		
着 手 予 定 日		年 月 日	完 了 予 定 日	
代 理 者 等	代 理 者	所在地 〒		
		事務所名	建築士事務所 () 知事登録第 号	
		建築士氏名	資格 () 建築士 () 登録第 号	
		電話番号		
	設 計 者	所在地 〒		
		事務所名	建築士事務所 () 知事登録第 号	
		建築士氏名	資格 () 建築士 () 登録第 号	
		電話番号		
	工 事 施 工 者	所在地 〒		
		事業所名・氏名		
		建設業の許可 () 第 号		
		電話番号		
処 理 欄 記入しないでください				

- 備 考 (1)行為の種類に該当の事項に 印を記入し、別紙の該当箇所に記入してください。
 (2)添付書類のうち、図面の縮尺は行為の規模や位置等により市長が適当と認めるものに代えることができます。
- 添付書類 (1)建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2500分の1以上のもの
 (2)当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 (3)当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
 (4)当該敷地内における建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
 (5)別紙

